

指定居宅介護支援 重要事項説明書

1 事業者

- 1) 法人名 医療法人社団城南会
- 2) 法人所在地 富山市太郎丸本町1丁目8番1号
- 3) 電話番号 076-491-3366
- 4) 代表者氏名 飴谷 博
- 5) 設立年月日 昭和57年3月

2 居宅介護支援事業所の概要

名 称	もなみ居宅介護支援事業所
所 在 地	富山市太郎丸本町一丁目10番23
電 話 番 号	076-461-6633
介 護 保 険 指 定 番 号	居宅介護支援事業（富山市 1670114758 号）
サ ー ビ ス 提 供 地 域	堀川・光陽地域

3 職員体制

- (1) 介護支援専門員 3名以上 常勤
うち1名は管理者 1名以上は主任介護支援専門員 担当利用者数35名ごとに1名増員
- (2) 事務員 1名

営業時間

月～金曜日	8時20分～17時20分 但し12月30日から1月3日までを除く。 (時間外につきましては、緊急連絡先番号にて対応いたします。)
-------	---

4 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅サービス計画作成の支援

- ① 厚生労働省で示される方式の調査方法を使用し、原則として居宅訪問により面接調査を行います。この結果を基に、サービスの原案を作成し、利用者に説明します。
- ② 利用者に提供されるサービスの種類、利用される事業所については、本人や家族の希望を尊重し、不当に偏することのないように公平、中立に提案します。
- ③ その内容で了解されれば、各サービス提供責任者と調整のうえサービス計画が決定します。

(2) 経過観察・再評価

利用者及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう事業者等の連絡調整を行います。利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

(3) 施設入所への支援

事業者は、利用者が介護保険施設への入所を希望された場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

(4) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

(5) 要介護認定等の申請に係る援助

(ア) 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更を円滑に行えるよう利用者を援助します。

(イ) 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定等申請を利用者に代わり行います。

5 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて告示額と保険給付金との差額をお支払いいただき、当センターからサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供説明書を後日、各市町村の窓口に出しますと全額払い戻しを受けられます。

※ 富山市は、地域区分「7級地」の適用地域であり、介護報酬1単位あたりの単価は10,21円となっています。

※ 当事業所の主たる事業実施地域は、富山市 堀川・光陽地域と設定し、当該地域以外の利用者については、中山間地域加算として所定単位数の100分の5を加算させていただきます。

1ヶ月あたり

居宅介護支援費 (要介護 1・2)	1,086単位/月
居宅介護支援費 (要介護 3・4・5)	1,411単位/月
初回加算 (初回月)	300単位/月
入院時情報連携加算 (Ⅰ)	250単位/月
入院時情報連携加算 (Ⅱ)	200単位/月
退院・退所加算(Ⅰ)イ (入院又は入所期間中1回を限度)	450単位/回
退院・退所加算(Ⅰ)ロ (入院又は入所期間中1回を限度)	600単位/回
退院・退所加算(Ⅱ)イ (入院又は入所期間中1回を限度)	600単位/回
退院・退所加算(Ⅱ)ロ (入院又は入所期間中1回を限度)	750単位/回
退院・退所加算(Ⅲ) (入院又は入所期間中1回を限度)	900単位/回
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算 (月に2回を限度)	200単位/回
通院時情報連携加算	50単位/月
特定事業所加算 (Ⅲ)	323単位/月
特定事業所加算 (Ⅱ)	421単位/月

(2) 交通費

無料です。

ただし、提供地域以外の場合は「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」を算定致します。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

重要事項説明書及び契約書について十分な説明を受けた後、了解されれば契約となります。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。利用者及び家族の希望があれば、複数の介護サービス事業所を紹介・提案及び理由等についても説明をするものとする。また重要事項説明書等の説明時に、利用者及び家族に対して入院等の際には、円滑な退院後のサービス調整等のために、居宅介護支援事業所名及び担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供して頂く事を依頼するものとします。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合、文書でお申出下さればいつでも解約できます。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定が、非該当とされた場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

7 身分証の携行

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者、家族から提示を求められた場合は、いつでも身分証を提示します。

8 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談、要望、苦情等は下記までお申し出ください。

☆苦情受付	もなみ居宅介護支援事業所	電話 076-461-6633
※受付担当者	酒井 昭子	
※苦情解決責任者	金子 英司	

その他の苦情受付機関に関しては、次の通りです。

富山市介護保険課	富山市新桜町7-38	電話 443-2041
富山県国民健康保険団体連合会	富山市下野字豆田995-3	県市町村会館内 電話 431-9827
富山県福祉サービス適正化委員会	富山市安住町5番21号 社会福祉法人 富山県社会福祉協議会内 富山県総合福祉会館 2階	電話 432-3280

9 個人情報の使用に係る同意について

医療法人社団 城南会 において、利用者及びその家族の個人情報を、下記の利用目的の必要最低限の範囲内で、使用、提供、または収集することに、同意をお願いします。

(1) 利用期間

介護サービス提供に必要な期間及び契約期間に準じます。

(2) 利用目的

- ① 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため。
- ② 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため。
- ③ 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）、その他社医療福祉団体等の連絡調整のため。
- ④ 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合。
- ⑤ 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため。
- ⑥ 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議。
- ⑦ その他サービス提供で情報の共有が必要な場合。
- ⑧ 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合。

(3) 使用条件

- ① 個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外決して利用しない。また利用者とのサービス利用に関わる契約の終結前からサービス終了後においても、第三者に漏らしません。
- ② 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて経過を記録し、請求があれば開示します。

10 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

☆ 虐待に関する相談	もなみ居宅介護支援事業所	電話076-461-6633
※ 受付担当者	酒井 昭子	
※ 虐待防止対応責任者	金子 英司	

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 人権擁護、虐待防止に対する解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 第三者委員は 8 項の苦情処理に定める委員と兼ね、その他の事項についても準ずるものとします。

11 身体拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

12 その他

- (1) 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組む利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (2) 感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

居宅介護支援の提供開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

もなみ居宅介護支援事業所

氏 名 ㊞

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、居宅介護支援の提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名 ㊞

代理人 住 所

氏 名 ㊞

利用者との関係 ()

家族の代表 住 所

氏 名 ㊞

利用者との関係 ()

附則 この規定は、令和4年9月1日から施行する。

附則 この規定は、令和5年8月1日から施行する。

附則 この規定は、令和6年4月1日から施行する。